

●事前相談の際、可能であれば
ご持参いただきたい資料

- 現況写真
 - 現況平面図・断面図
 - 改善計画平面図・断面図
- メールでの事前相談も可能です。

MAIL kc-gakebousai@city.yokohama.lg.jp

1 交付申請時

- 崖地防災対策工事助成金交付申請書
(第1号様式)
- 土地使用承諾書(第2号様式)
※ご提出が不要な場合があります
- 委任状(第3号様式)
- 誓約書(第4号様式)
- 公図の写し※防災対策工事の位置を明示したもの
- 土地登記事項証明書(写)
- 現況写真
- 工作物確認済証(写)
盛土規制法許可証(写)
都市計画法第29条第1項の許可通知書(写)
土砂法に関する区域解除の要望受理通知(写)
のいずれかを提出
- 案内図、現況図、改善計画図、構造図、
構造詳細図、展開図、求積計算表
- 工事費見積書(2社以上)
- 集会の議事録(共同住宅の場合)
- その他市長が必要と認める図書

2 工事契約後

- 着手届(第7号様式)
- 契約書(写)

3 交付決定後に変更が生じる場合

- 変更前にあらかじめ担当者へご相談下さい。
- 崖地防災対策工事助成金事業内容変更報告書
(第8号様式)
- その他変更内容がわかる書類
- 変更により、市長から指示がある場合
- 崖地防災対策工事助成金交付申請書(変更)
(第10号様式)

4 工事完了後

- 完了報告書(第13号様式)
- 工事写真
- 領収書(写)
- 変更後の契約書(写)※契約の変更がない場合は不要
- 検査済証(写)、又は
土砂法に関する区域解除の確認結果通知(写)
※被災対象家屋が新築住宅の場合は、新築住宅の建築工事請負
契約書(写)・中間検査合格証(写)・検査済証(写)のいずれかを添付

5 助成金請求時

- 崖地防災対策工事助成金交付請求書
(第16号様式)
- 申請者が複数名の場合、下記書類も必要です。
- 委任状(助成金受領用)(第17号様式)

崖地防災対策工事助成金制度

- 制度のご案内 -

築造替え等
の工事

自然崖や既存擁壁等で崖崩れが予想される崖地は
早めに安全な擁壁等に築造替えをしましょう。



Q&A

Q1. 「営利を目的としない個人」とは、
具体的に誰が該当しますか？

→自己居住用住宅として、土地利用をしている方が該当します。賃貸物件等は対象外です。

Q3. 崖地の改善方法や安全性については
調べていただけますか？

→斜面や擁壁についてご不安がある場合や、詳細に調べたい場合は専門家に相談することが有効です。横浜市では、各専門家団体と協力体制をつくり、相談可能な民間の窓口を紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/senmonkasoudan.html>



Q2. 検査はありますか？

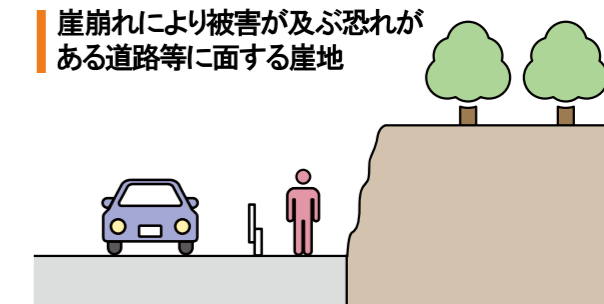
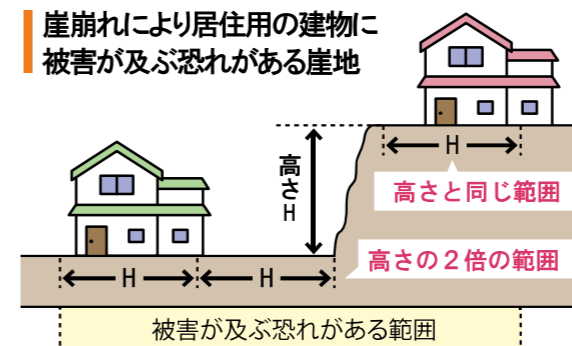
→法令等に基づく検査と助成金を交付するための検査があります。助成金手続きの確認として申請図書と工事の完了状況が同じことを、建築防災課で確認します。

Q4. 横浜市から工事業者を紹介して
いただけますか？

→事業者の選定については、土木工事の業種(擁壁工事、法面工事等)より、ご自身でお探し下さい。助成金交付を受ける場合、市内に本社のある事業者と工事契約を結んでいただく必要があります。

対象となる崖地 ※次の全てを満たす必要があります。

- 1 「自然崖」や「擁壁などの人工崖」
- 2 地盤面からの高さが2mを超えるもの、又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面からの高さが上方1m又は下方2mを超えるもので、傾斜角度が30°以上
- 3 崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある



崖地防災対策工事助成金制度の概要

申請者

- 申請者は、**営利を目的としない**個人又は法人に限ります。
- 申請者は、崖地の所有者・占有者等
又は、崖が崩れた場合、被害を受ける隣接土地の所有者・占有者等に限ります。

助成額

- 助成対象となる**工事費※1**の**3分の1以内**
 - **市で定めた工法別の単価**により算出した金額※2
 - 限度額**400万円**
- } **最も少ない額**

〈※1 助成対象となる工事費〉

擁壁工事費	解体除去費	伐採費	設計費	その他
----- 助成対象となる工事費 -----			設計費等は対象になりません。	

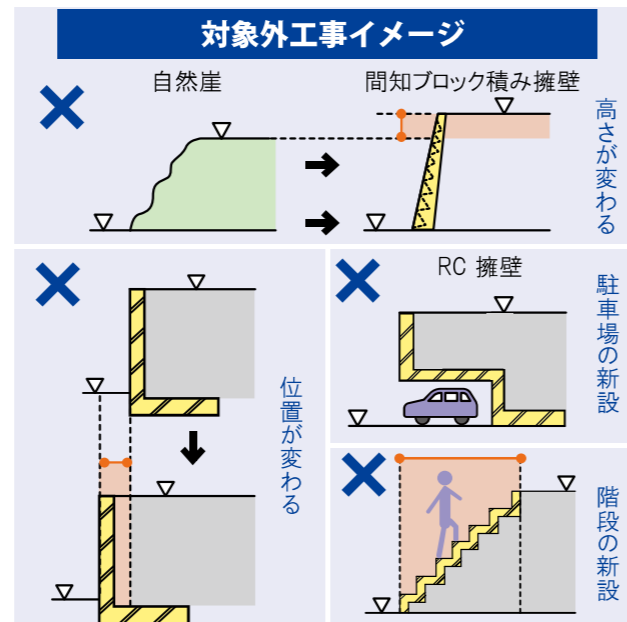
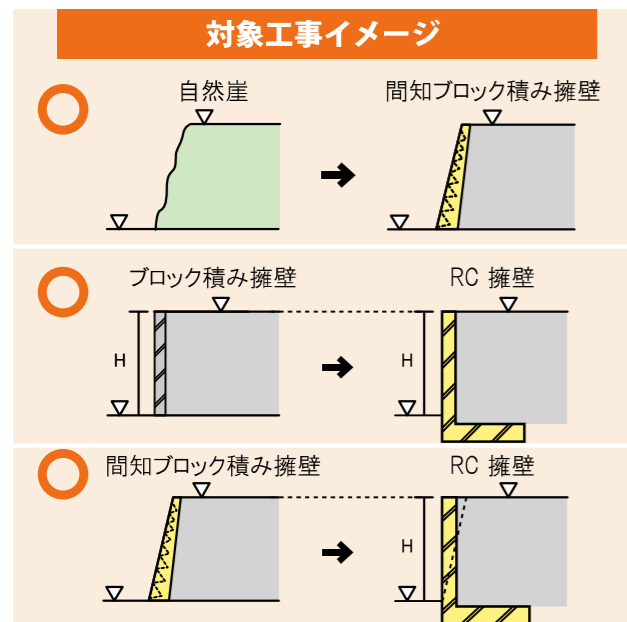
〈※2 市で定めた工法別の単価により算出した金額〉

擁壁等の垂直投影面積(m²) × 年度ごとに市で定めた工法別の単価

助成の対象となる工事

※次の全てを満たす必要があります。

- 予防対策工事(崖崩れの未然防止)及び復旧対策工事(崖崩れ発生後)
- 建築基準法若しくは盛土規制法の手続きが必要となる擁壁築造若しくは切土・盛土工事、又は土砂災害防止法により指定された区域の全部若しくは一部を解除できる法枠工事等
- 崖地の高さ及び位置が変わらない工事(新設階段や駐輪・駐車場に供する部分は対象外)



制度利用上の注意点

- **必ず要綱をご確認ください。**
- **申請前に事前相談を行ってください。**
- **交付決定前に工事契約又は、工事に着工したものは助成金制度の利用はできません。**
※工事契約は助成対象となる工事費についての契約であり、設計契約等は含みません。
- 助成金の対象工事は、**市内に本社のある事業者**と工事契約を結んでいただく必要があります。
- **交付決定を受けた年度の2月末日までに完了報告書を提出してください。**
- 完了報告書の提出までに、**工事費用全額の支払いが必要**となります。
- 分譲マンション等の区分所有地においては、**集会における議決**が必要となります。
- 土地を共有で所有している場合においては**全員の承諾**が必要となります。
- 各種手続きの際には、**公的機関が発行した身分証明書等の提示が必要**です。

条件を満たさない場合は助成金の交付を受けられません

要綱等

交付要綱や様式はホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/safe.html>



手続きの流れ

